

互助給付金申請及び給付金請求の留意点について

1. 公務に係る弔慰金及び見舞金の申請に必要な書類

- (1) 都道府県・指定都市実施団体代表者より全社協会長宛の申請文書（鑑文）
- (2) 互助様式第2号の（写）
- (3) 「全国民生委員互助事業取扱要領」の「3. 表2」に示す書類

2. 公務死亡の申請

- (1) 「ア. 公務死亡状況説明書（互助様式第3号）」－「状況説明」欄
この欄には、公務中に死亡した状況が明確にわかるようご記入ください。
- (2) 「イ. 公務死亡証明書」
関係公的機関の長、もしくは当該社協会長等により、**当該委員の活動が民生委員・児童委員としての公務であったことを証明**してください。
証明書の様式は問いません。
- (3) 「ウ. 医師の発行する死亡診断書」
必ず原本を提出してください。

3. 公務傷害及び公務疾病の申請

- (1) 「ア. 公務傷害・公務疾病状況説明書（互助様式第4号）」
 - ① 「全治期間」欄
「全治期間」とは、傷病・疾病が発生してから完治するまでの日数を指します。
通院、入院、自宅療養3つの療養方法全てを含み、発生から完全に治るまでの加療期間です。
例えば入院しなくても完治するまで30日を要し、その間の通院が10日間であった場合、自宅療養を含めて全治期間は30日となります。
なお、この期間中に入院した場合は、「入院有り」に○を付し、その期間を具体的に記入してください。
 - ② 「状況説明」欄
この欄には、公務中に傷害を受けた、もしくは公務に起因した疾病にかかった状況が明確に分かるようご記入ください。
- (2) 「公務傷害・公務疾病証明書」
関係公的機関の長、もしくは当該社協会長等により、**当該委員の活動が民生委員・児童委員としての公務であったことを証明**してください。
証明書の様式は問いません。
- (3) 「ウ. 医師の発行する診断書」
必ず原本を提出してください。

公務審査委員会において審査するために、全治期間及び入院の有無についての客観的な資料が必要です。そのため、診断書には「全治期間及び「入院の有無」が明記されていることが必要となります。

従って、傷害・疾病が完治した時点の診断書を添付してください。

4. 一般死亡の申請

(1) 「医師の発行する死亡診断書」

原本が添付されていることを確認してください。

ただし、一般死亡確認書（互助様式第5号）をもって代えることができます。

5. 配偶者死亡の申請

(1) 「医師の発行する死亡診断書」

原本が添付されていることを確認してください。

ただし、配偶者死亡確認書（互助様式第6号）をもって代えることができます。

6. 一般傷病の申請

(1) 「医師の発行する診断書」

原本が添付されていることを確認してください。

ただし、一般傷病確認書（互助様式第7号）をもって代えることができます。

(2) 互助様式第7号（一般傷病確認書）－「全治期間」欄

※「3. 公務傷害及び公務疾病」－（1）「ア. 公務傷害・公務疾病状況説明書（互助様式第4号）」に同じ。

7. その他

(1) 互助様式第2号（給付金申請書）

① 「市区町村社協等使用」－「給付金受領方法」欄

この欄は、市区町村社協等が、給付金受領者（会員または会員の遺族）に、どのような方法で給付金を渡すのかを、市区町村社協等が、記入する欄です。

よって、「1. 銀行振込」を選択した場合は、給付金受領者の銀行口座をご記入ください。

②なお、事故予防の観点から、可能な限り「2. 現金」ではなく、「1. 銀行振込」をご選択ください。

(2) 互助様式第11号（給付金報告・請求書）

原則として、毎月1日より月末までに県社協等に申請のあったもので、県社協等において審査・決定したものを、当該月分として翌月10日までに全社協宛ご請求ください。

（例：4月1日～月末までの申請・給付決定分を4月分として5月10日までに全社協に

請求)

なお3月分については、年度内に全社協より県社協等への給付金の送金を完了したため、できる限り3月10日までにご請求ください。(全社協へ請求後、県社協等において受け付けた申請については、次年度分としてご請求ください。)

これに抛りがたい場合はお知らせください。

(2) 互助様式第12号(給付明細書) - 「期間等」欄

- ①種別が「ア. 一般死亡」、「イ. 配偶者死亡」の場合は、互助様式第5号及び第6号に記載されている死亡年月日を記入してください。
- ②種別が「ウ. 一般傷病」の場合は、互助様式第7号に記載されている全治期間を記入してください。
- ③種別が「エ. 災害」の場合は、居宅に災害を受けたときは「居宅」と記入してください。居宅以外の場合は、居宅と隣接又は同一敷地内にあるものが対象となります。納屋、倉庫、店舗、診療所、事務所、貸シアパート、神社などと具体的に記入してください。
- ④種別が「オ. 退任慰労」の場合は、互助様式第8号に記載されている在任期間を記入してください。